

令和4年 第1回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和4年1月25日(火)

令和4年 第1回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和4年1月25日(火)	開催場所	男女共同参画推進センターセミナーホール	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	伊藤 裕	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長:山下容二 事務局次長:関口博之 産業振興課長補佐: 飯塚宏 産業観光係主任:茂木卓哉 主任:長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪	

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	×
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	×
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p> <p>日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>事務局 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号2番 金井てる子 委員 議席番号3番 坂本 茂 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。 今月は案件が通常転用4件、一時転用1件の合計5件でございます。</p> <p>1番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 291㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地とみられます。譲受人は現在単身赴任で借家暮らしをしておりますが、子供の成長に伴い家族と暮らすために、学校に近い土地に住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 東京都〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積330㎡です。申請地の地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしておりますが、</p>

		<p>子供の成長に伴い手狭となり、実家近くの土地に住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△の△ (有)〇〇 〇〇、(代)〇〇〇〇 譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積305㎡です。申請地の地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は資材置場になります。譲受人の職業は〇〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在自動車部品工場を営んでおりますが、既存の隣地資材置場と一体利用することで利便性が良くなるため申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積334㎡です。申請地の地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅になります。譲受人の職業は〇〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、勤務先近くの土地に住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>5番ですが、賃借人 本庄市〇〇△の△の△ (株)〇〇〇〇、賃貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外2筆 7, 428㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場、原石置場及び搬出入路、賃借人の職業は建材業、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から10mほどです。こちらにつきましては現在も使用中でありまして、継続して使用したいための申請でございます。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>議 長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>松村 稔委員 1番について 問題ありません。</p> <p>塚本 房雄委員 2番について</p>
--	--	---

		問題ありません。
	入 保夫委員	3番について 問題ありません。
	坂本 茂委員	4番について 問題ありません。
	蓮 博政委員	5番について 特別問題ないのですが、ものすごく表土の山をみると、昨年の熱海の大雨の時などに、何か縛りはないのかなと思います。
	事 務 局	表土置場の高さ制限につきまして、今現在把握していません。高すぎる場合につきまして は現地を調査させていただいた上で、北部環境事務所と一緒に確認させていただこうと思います。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	細井 登 委員	(株)〇〇〇〇のことですが、前回、前々回の農業委員会の際に改善を求め、いつ改善するかと思いましたが、先週の金曜日はまだ改善されていなく、今週月曜日になってやっと改善されました。せいぜい1時間でできる作業を2か月もかかり、どうしても農業委員会の指導をまじめに聞いていないのではないかと、官公庁の指導をほったらかしにするというのはどういう事なのかと非常に疑問に感じます。もう一点、砂利の採取方法として〇〇〇〇(株)は境界の所から斜め45度に掘り下げなくてはいけない所を、ほぼ直角に90度に掘っています。その点について何度も言っているのですが改善されません。(株)●●●●の採取場を見に行ったら、斜め45度にきちんときれいに掘られていました。斜面につきましてユンボで崩れないように押してあります。片や(株)●●●●はきちんとやっている。片や〇〇〇〇(株)は直角に掘って改善するつもりはない。農業委

<p>日程第3 議案第2号 特定農地貸付け承認申請について</p>	<p>事務局</p>	<p>員会を無視しているのだと思います。私が写真を撮っていると、それこそ悪いことをしているみたいに言うわけです。(株〇〇〇〇の態度は農業委員会として無視して良いのか非常に疑問に感じます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>東大御堂に件につきましては、遅くなり申し訳なかったというお話をされておりました。砂利採取地の保安距離の関係につきましては、私もたまに現場に行くときに様子を見ております。直角と45度のり面について2社でやり方が少し違うのであれば、その辺も含めて北部環境とさらにもう1度お話を進めさせていただき、ちゃんとルールに沿った形でどれが適正なのかを指導していただくよう進めて行きます。</p>
	<p>議長</p>	<p>他にありませんか。</p>
	<p>議長</p>	<p>質疑がないようなので、採決したいと思います。賛成委員の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>議長</p>	<p>～挙手全員～</p>
	<p>議長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3 議案第2号 特定農地貸付け承認申請について提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>	
<p>事務局</p>	<p>【議案説明】 現在上里町では2園の町民農園を運営しております。町民農園は自然や農業とのふれあい、町民のレクリエーションやいきがづくり等図るため町が町内の農業者以外の方へ農地の貸し出しを行っております。この農地の貸し出しは特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定により農地法の権利移動の許可等が不要となる特定農地として実施しております。土地所有者と町の貸借期間が2年間となっており、今年度末で契約満了となります。町では引き続き4月以降も園の事業継続を計画しているため本申請書を提出させていただきました。なお、添付資料につきましては町民農園の貸付に関する規定及び位置図となっております。規定では貸付条件や募集、申込み、選考の方法等定めており、町民農園を正常に運営していくために必要な規定となっております。契約期間につきましては2年間、1区画の面積は約50</p>	

<p>日程第4 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について</p>	<p>議長</p>	<p>m²、2園の区画数合計で69区画、利用料につきましては年間3,000円となっております。また、今回の承認申請にあたり規定に関する内容の変更は特段ありません。本申請に関する説明は以上になります。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	<p>細井 登 委員</p>	<p>貸付規定の中に、変なところに駐車すると言うのが書いてあるのですが、町民農園には来た方の駐車スペースはあるのですか。</p>
	<p>産業観光係主任</p>	<p>駐車するスペースについては第一・第二共に正式には設けてないような状況です。</p>
	<p>細井 登 委員</p>	<p>そうするとあそこの道路はあまり広くないので1台がやっとではないかと思います。</p>
	<p>産業観光係課長補佐</p>	<p>付近の農道につきましては土地改良で整備されて4メートルの幅員のある町道認定された道路ですので駐車禁止の区域ではありませんので、駐車して作業をしても問題ありません。</p>
	<p>議長</p>	<p>他に質疑はございませんか。質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり承認することに決定いたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>日程第4 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>【説明】</p>

<p>[その他]</p> <p>[閉会]</p>	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>会長代理</p>	<p>この事業は農地中間管理機構の特例事業による農地法3条の届出になります。内容は農地中間管理機構が農地を買い入れ規模拡大を図る農業者に農地を売渡しを行う事業です。譲渡人は上里町にお住いの〇〇〇〇さんです。農地の所在地は上里町〇〇〇〇△△△ 農業振興地域内の青地、地目は畑、面積は1,390㎡になります。こちらにつきましては一度譲渡人から農林公社に売買され、その後譲受人に所有権が移ります。以上です。</p> <p>以上で本日用意しました全ての議案の審議が終了します。</p> <p>続きまして、その他について事務局からお願いします。</p> <p>次回の定例総会日程について 令和4年2月25日(金)午後1時30分から</p> <p>以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>
--------------------------	--	---

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和4年1月25日

議 長

印

(金井 てる子 委員)

署 名 人

印

(坂本 茂 委員)

署 名 人

印